

## 低公害車普及促進対策費補助金（EMS用機器導入）について

EMSの普及を図ろうとする者<sup>(1)</sup>に対し、EMS用機器購入費の一部を補助<sup>(2)</sup>する。

### 1. 補助対象事業者

EMS<sup>(※)</sup>の普及を図ろうとする者

※ 平成17年度における低公害車普及促進対策費補助金交付要綱において、EMSとは、次に掲げる取組みをいう。

イ 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者が、事業の用に供する自動車を30台以上保有する事業所において以下の取組みを一体的に行うことをいう。

(1) 事業の用に供する自動車の運転者（以下「運転者」という。）にEMS用機器を使用してエコドライブを実施させること。

(2) エコドライブ管理者に運転者に対するエコドライブの実施に係る指導をさせること。

(3) 運転者及びエコドライブ管理者にエコドライブの実施又は指導に係る教育を行うこと。

ロ 一般貨物自動車運送事業者が、運転者に外部電源式アイドリングストップ機器を使用してアイドリングストップを行わせること。

### 2. EMS用機器購入費の一部補助

EMS用機器（①～④）購入費の1/3

① 車載器

② 事業所用機器

③ 外部電源機器（設置に要する経費を含む。ただし、外部電源機器に配電するための受配電設備及び同設備に受電するための電線の配線工事に要する経費を除く。）

④ 外部電源機器対応冷房装置及び暖房装置（装着に要する経費を含む。）